別　紙

諮問第４０号

答　　申

第１　審査会の結論

千葉市長（以下「実施機関」という。）が異議申立人に対し平成２２年６月１６日付け千葉市指令こ保運第５号により行った「千葉市福祉総合情報システムの『世帯の状況』のデータ」（以下「本件公文書」という。）を不開示とした決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第２　諮問に至る経過

諮問に至る経過は、次のとおりである。

１　公文書開示請求

異議申立人は、平成２２年５月１２日付けで、千葉市情報公開条例（平成１２年千葉市条例第５２号。以下「条例」という。）第６条第１項の規定に基づき、実施機関に対して、「滞納繰越者の中での電話番号がわかる個人リスト（２１年度）」の開示を求める公文書開示請求書を提出し、実施機関は、同日これを収受した。

２　不開示決定

実施機関は、開示請求に係る公文書を本件公文書と特定した上で、平成２２年６月１６日付けで、本件処分を行い、条例第７条第２号（個人情報）に該当するとして、本件公文書すべてについて不開示とした。

３　異議申立て

異議申立人は、実施機関が行った本件処分を不服として、平成２２年８月１３日付けで、実施機関に対し、行政不服審査法（昭和３７年法律第１６０号）第６条の規定に基づき異議申立書を提出し、実施機関は、同月１７日にこれを収受した。

４　諮問

実施機関は、条例第１９条の規定に基づき、平成２２年９月２１日付け２２千保こ運第９６０号により本審査会に諮問した。

第３　異議申立人の主張

異議申立書による異議申立人の主張の要旨は、次のとおりである。

１　異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、滞納繰越者の電話番号数の開示を求めるというものである。

２　異議申立ての理由

異議申立ての理由を要約すると次のとおりである。

（１）実施機関は、本件公文書が条例第７条第１項第２号に規定する個人に関する情報であるとするが、（個人リストによって分かる）滞納者数、（滞納）金額、電話番号数は，個人情報ではなく条例第７条第１項に該当しない。

（２）個人リストが個人に関する情報であるから開示できないというなら、電話番号数を明らかにすれば足りる。

第４　実施機関の説明

異議申立てに対する実施機関の理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

１　本件公文書について

本件公文書は、各世帯の電話番号を含む個人に関する情報の電磁的記録であるが、実施機関において、保育料の滞納繰越者の電話番号に関する情報は他には存在しないため、これを対象公文書として特定したものである。

２　本件公文書を不開示とした理由について

（１）本件公文書は、保育システムの情報端末画面のみで閲覧することができ、電話番号だけでなく氏名・住所等個人に関する情報を含むとともに、滞納者でない情報も含むものである。

（２）本件公文書を開示するためには、当該個人に関する情報及び滞納者でない世帯の情報を分離し、滞納者の電話番号に関する情報だけ抽出する必要があるが、当該情報端末では行うことができない。

（３）本件公文書と個人に関する情報は一体不可分であり、条例第８条に規定する部分開示は技術的に不可能である。

（４）本件公文書は全体として条例第７条第１項第２号に該当し、同号ただし書きのいずれにも該当しない。

第５　審査会の判断

審査会は、本件公文書並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明を検討した結果、以下のように判断する。

１　本件公文書について

（１）公文書の特定について

異議申立人は、開示請求書において「滞納繰越者の中での電話番号がわかる個人リスト」の開示を求めている。

本件公文書は、保育システムの情報端末画面で閲覧できる電磁的記録であって、児童氏名、保護者氏名、住所、保育所のほか、保育児童のいる各世帯の電話番号等が記録されているが、そこには滞納繰越者の電話番号も含まれており、他に、滞納繰越者の電話番号が記録されている公文書は存在しないものと推認される。

したがって、本件請求の対象として特定すべき公文書は、本件公文書と認められる。

この点、異議申立人は、異議申立書の趣旨及び理由欄において、滞納繰越者の電話番号数の開示を求めるがごとく記載しており、これは本件処分に関わりのない別個の主張であって採りえないものであるが、本審査会としては、異議申立ての趣旨を、本件公文書に記録された不開示情報の開示を求めるものと解釈し、以下、本件処分の妥当性について検討する。

２　条例第７条第２号（個人情報）の該当性について

（１）本号の趣旨及び解釈について

実施機関は、本件公文書に、条例第７条第２号の個人情報が含まれるとして、不開示とした旨を主張しているので、この主張の当否について以下検討する。

本号は、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の立場から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人を識別することができるような情報が記録された公文書を原則として不開示とすることを定めたものである。

次に、本号本文にいう「個人に関する情報」の解釈については、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」が除外されている以外には文言上何ら限定されていないから、個人の思想、信条、健康状態、所得、学歴、家族構成、住所等の私事に関する情報に限定されるものではなく、個人にかかわりのある情報であれば、原則として本号本文にいう「個人に関する情報」に当たると解するのが相当である。（最高裁平成１０年（行ツ）第１６７号同１５年１１月１１日第三小法廷判決参照）

（２）本号本文該当性について

これを本件についてみると、本件公文書に含まれる児童、保護者、世帯員の氏名、住所、世帯の電話番号などは、いずれも、児童、保護者、世帯員とかかわりのある情報と認められる。

次に、個人識別性であるが、児童、保護者、世帯員の氏名などは、それ自体から特定の個人を識別することができる情報といえる。

また、その他の世帯の情報（世帯員の続柄・労働状況、保育の状況、年月）などについても、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる情報といえる。

（３）本号ただし書該当性について

本件公文書に含まれる情報について、公にすべきものと定めている法令等の規定は見あたらず、実施機関において慣行として公にされ、また公にすることが予定されているとは認められないからただし書アには該当しない。

また、本件公文書の性質上ただし書イに該当せず、本件公文書の記載内容からただし書ウにも該当しない。

よって、本件公文書に条例第７条第２号の「個人情報」が含まれるとした実施機関の判断は妥当である。

３　部分開示の可否（条例第８条第１項該当性）について

本条は、最大限の開示を実現するために、開示請求の対象となった公文書の一部に不開示情報が含まれていることを理由として、当然に全体を不開示とするのではなく、原則として、不開示情報が記録されている部分を除いて開示すること、及び、個人情報であっても、個人識別性のある部分を除いて開示することについて定めたものである。

こうした趣旨に照らせば、「不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができ」とは、開示請求に係る公文書から、不開示情報が記録されている部分を区分して物理的に除くことが、時間、経費等から判断して、及び技術的に容易である場合をいうものと解する。

これを本件についてみると、本件公文書は、滞納者と滞納者でない世帯の情報が混在し、保育システムの情報端末画面でのみ閲覧することができる電磁的記録であり、当該情報端末では不開示とすべき個人に関する情報を区分して、その他の情報だけを開示することは技術的に困難であるといえる。

したがって、本件公文書を全体として不開示とせざるを得ないものといえ、この点において実施機関の判断は妥当である。

４　理由付記について

本件処分は、開示請求のあった公文書について、不開示とする根拠規定を示すのみで、個人情報に該当する情報ごとに個別に開示しない理由を明記しておらず、この点で、理由付記として十分であったのかが問題となる。

この点、判例は、公にされている処分基準の適用関係を示さずになされた一級建築士免許取消処分につき、「行政手続法１４条１項本文が、不利益処分をする場合に同時にその理由を名宛人に示さなければならないとしているのは、名宛人に直接に義務を課し又はその権利を制限するという不利益処分の性質に

鑑み、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たものと解される。そして、同項本文に基づいてどの程度の理由を提示すべきかは、上記のような同項本文の趣旨に照らし、当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る処分基準の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮してこれを決定すべきである。」とし、行政手続法（平成５年法律第８８号）第１４条第１項本文の定める理由提示の要件を欠き、違法であると判示する。（最高裁平成平成２１（行ヒ）第９１号同２３年６月７日第三小法廷判決）

これを本件についてみると、たしかに、単に不開示とする根拠規定を示すだけではなく個人情報に該当する情報ごとに個別に開示しない理由を明記することが条例第１１条及び千葉市行政手続条例（平成７年千葉市条例第４０号）第８条の趣旨によりかなった理由付記になるのであり、この点で、実施機関の今後の理由付記のあり方の改善が求められる。

しかしながら、本件において、異議申立人が請求している文書は個人リストであるというのであり、個人リストにはリストに記載された者等の個人データすなわち氏名、住所、電話番号等の個人を識別することができる情報が含まれることが通常当然に予測できる。しかも異議申立書に述べるところからすると、異議申立人自身が個人リストについて個人に関する情報であることを承知した上で電話番号数の開示を求めており、個々に理由を付記しなくても不服申立における異議申立人の便宜を損なうものではないといいうる。

そして、実施機関は、本件公文書が、住所・氏名・電話番号等の個人に関する情報を含むものであると認識しつつ、個人に関する情報のみを容易に区分してそれ以外の情報を開示できないことから本件公文書を全体として不開示とし、個々の理由の付記をしなかったともいえる。

そうした経緯からすると、個々に理由を付記しなかったとしても実施機関の判断の慎重と公平妥当性を損なうとまではいえず、理由付記に不備があるとまではいえないと解される。

５　結論

以上より、冒頭の「第１　審査会の結論」のとおり判断する。

＜参考＞

答申に至る経過

年　月　日	内　　容
平成２２年　９月２１日	諮問書の受理
平成２２年１２月１４日	実施機関から理由説明書を受理
平成２３年　４月２６日	実施機関理由説明及び審議（第１１０回審査会）
平成２３年１０月２４日	審議（第１１５回審査会）
平成２４年　１月３０日	審議（第１１８回審査会）
平成２４年　２月２０日	審議（第１１９回審査会）
平成２４年　３月１９日	審議（第１２０回審査会）
平成２４年　４月１７日	審議（第１２１回審査会）
平成２４年　５月２９日	審議（第１２２回審査会）